

令和7年度保育利用調整基準（抄）

基本点数

事由	基本点数	保護者が保育をできない理由・状況	必要な添付資料
就労	100	週40時間（月160時間）以上の就労	就労証明書  ※最低月48時間以上の就労 （週3日以上又は月12日以上）
	90	週35時間（月140時間）以上の就労	
	80	週30時間（月120時間）以上の就労	
	70	週24時間（月96時間）以上の就労	
	60	週16時間（月64時間）以上の就労	
50	週12時間（月48時間）以上の就労		
出産	80	母の出産又は出産予定日の前後8週間（多胎児は産前14週、産後8週間）	母子健康手帳写し
育児休業中	60	継続入園のみ可	育休期間が記載された就労証明書
疾病等	100	長期入院相当で常に病臥している場合	診断書＋保育を必要とする申立書
	70	安静状態相当で保育が常時困難である場合	
	50	通院加療（上記以外）相当で保育に支障をきたす場合	
障害	100	右記手帳の交付を受けた者	身体障害者手帳1～2級 精神障害保健福祉手帳1～2級 療育手帳A + 保育を必要とする申立書
	80	右記手帳の交付を受けた者	身体障害者手帳3級 精神障害保健福祉手帳3級 療育手帳B + 保育を必要とする申立書
	60	右記手帳の交付を受けた者	身体障害者手帳4級 + 保育を必要とする申立書
同居又は長期入院の親族等の介護・看護	80	介護、看護のため、保育が常時困難な場合	診断書（寝たきり等） 身体障害者手帳1～2級 精神障害保健福祉手帳1～2級 介護保険証（要介護3～5度） 療育手帳A + 保育を必要とする申立書
	60	介護、看護のため、保育に支障がある場合	診断書 身体障害者手帳3級 精神障害保健福祉手帳3級 介護保険証（要介護1～3度） 療育手帳B + 保育を必要とする申立書
災害	100	火災、震災、風水害等で家屋が失われて復旧にあたって いるもの	罹災証明書
就学	80	週30時間（月120時間）以上の就学	在学証明書＋カリキュラム＋保育を必要とする申立書
	50	週12時間（月48時間）以上の就学	
ひとり親	100	ひとり親世帯で週30時間（月120時間）以上の就労	就労証明書
	80	ひとり親世帯で週12時間（月48時間）以上の就労	
	60	ひとり親世帯で求職中	
求職中	60	生計中心者が失業し、求職中	保育を必要とする申立書
	30	生活保護世帯で、求職中	
	20	上記の世帯以外で、求職中	
その他	50	特に保育が必要な状態であると認めた場合	申立書
	—	市長が特に保育が必要な状態であると認めた場合（虐待・DV等）	

- ・就労時間には、休憩時間を含み、通勤時間を含まない。
- ・調整時は保護者のうち最も低い指数を採用する。
- 【例】父の指数：100、母の指数：90→調整時は母の指数を採用

調整項目

	内容
優先（高）	継続入園
	きょうだい入園（既に兄弟姉妹が在園している場合）
	保育士、保育教諭、幼稚園教諭として石川中央都市園（金沢市、白山市、かほく市、野々口市、津幡町、内灘町）の保育所・認定こども園に勤務
	再入園（出産により退園し、復帰後再入園する場合等）
	休日保育希望
優先（中）	生活保護世帯
	家庭的保育事業等卒園児
	障害者手帳等の交付を受けたものがある世帯
優先（低）	きょうだい同時入園
	内職
	自営業専従者・家族従業者・自営手伝い（居宅内）
	自営業専従者・家族従業者・自営手伝い（居宅外）